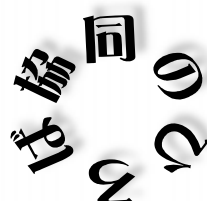


協同労働の協同組合 法制化市民会議 第5回総会報告



協同労働法制化市民会議事務局

去る2月2日、延べ50人の参加者をもって第五回市民会議総会が開催されました。総会では、第一報告「第四回総会移行の運動の経過」、第二報告「2005年度運動方針案」、第三部「幹事会構成案」を柱として活発な論議が交わされ、本年の取組への決意を確認し、3時間半に及ぶ議事日程全てが成功裏に終了しました。

今総会では、法人資本主義、株式の相互持合い、会社本位主義といった概念で日本型株式会社の特異性を鋭く批判してこられた奥村宏先生(中央大学元教授・経済評論家)が「株式会社の危機と協同組合」と題し記念講演を行い、また、全労働省労働組合執行委員長・新宮峰男氏より連帯の挨拶をいただきました(講演内容及び連帯挨拶は、本号に掲載)。ここに、改めてご両所に感謝申し上げる次第です。

第一報告では、法制化をめぐる環境を、1. 平成12年に策定された政府税調報告「わが国税制の現状と課題」、2. 平成16年度第8回労働政策審議会に提出された厚生労働省の「仕事と生活の調和に関する検討会議報告」、3. 公益法人制度改革に関する有識者会議報告

(平成16年11月19日)にみられる社会設計構想との関連で明らかにし、「憲法改正をふくめ社会団体の制度設計史上における巨大な転換期、過渡期のさなかに法制化運動を推進している」ことを確認しています。

次いで、「経過の特徴及びそこから導かれる教訓」として三点の整理を行い、経験を共有し合うことができました。

教訓の第一は、「労働者協同組合による仕事おこしによりその働き方を普及し啓蒙し、あわせ内外における研究・調査を強め、その理念・歴史・仕組・実態を明確かつ正確に伝達」する必要がある、ということです。第二は、「社会の制度全体を組みかえる必要が明らかかなこの時代に先人及び同時代人の英知に学びつつも、近代の地平において生成する矛盾の只中に立って新しい制度に協同の精神を社会的連帯行動により吹き込む」、第三は、「わたくしどもの要求について、その政策的意義を含め要路、政策策定のキーパーソンに公共的存在としての協同労働組織の実際と可能性について現場で熟知していただく……この意味で、センター事業団、地域事業団のすべての現場が地域の



との交流、討論、連帯行動の強力な推進を念頭において、仕事おこしでの協同に止まらない関係を打ち立てることが急務」であり、「他の協同組合で働く労働者との闘議を通じ、連帯を強化する必要がある・・・同様のことは、指定管理者制度と関連し、自治体職員・

人々に対してと同様に政治に対しても大きく開かれていなければ」ならない、というものです。

第二報告は、こういった教訓を踏まえた提起された運動方針にかかわるもので、そこでは「国会・官庁に対する要請行動は、協同労働を求める人々の精力的な事業展開、仕事おこしの事実の普及があって意味をもち・・・これは、協同労働の思想の生きた普及活動で今期は、運動環境に照らし、特にこの面に力を集中してゆく必要」があることを明らかにされています。

全体として、早期の法制化を引き続いてめざすこととし、教訓1との関連で、「センター事業団、地域事業団の旺盛な仕事おこしが運動の弾みになっており、会員各位による仕事おこしへの支援、協力が求められ・・・とくに、地域福祉事業所の立ち上げへの支援と並び、地方分権化の流れの中で登場してきている地方自治体管理施設の民営化の現われとしての指定管理者制度への労協諸団体の積極的対応に必要なサポートを行なう必要」があること、教訓の第2との関連で「なによりもまず、協同組合で働く労働者、自治体労働者

労働者にもあてはまり・・・センター事業団提唱の社会連帯委員会の主たる役割がここにあり、同委員会の活動への参加を会員に訴え」、第3との関連で「すべての働く場が当局、諸機関に対し開かれ、主張が具体的経験として伝わるよう積極的に事業所訪問等を組織化することが重要でマスコミ等による取材も、コトバによる社会的伝達の機会に止まらず、こうした機会を通じて要請されるべきで・・・社会に開かれた労協、これを軸として運動を展開」することを確認しました。第一報告、第二報告とも、より広く社会に開かれた労働者協同組合の存在、経営、運動が今後の運動を飛躍させる鍵であることを強調するものです。

第三報告「幹事会構成案」については、大内力会長の退任を受け、当面、会長代行永戸(センター事業団専務理事)を中心とする体制で行くことを確認しました。